

スポーツ競技団体基盤強化事業業務委託 企画提案公募要領

1 業務概要等

(1) 業 務 名 スポーツ競技団体基盤強化事業

(2) 業 務 目 的 令和14年の国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会の本県開催に向け、競技力向上のみならず、選手を支える競技団体の組織基盤強化及び中長期的な経営・運営体制の確立は、本県スポーツ振興における重要な課題である。また、大会終了後も競技団体が主体的に競技振興や地域貢献を担い続けるためには、組織運営や財務、人材育成等の課題に対応し、自立のかつ持続可能な組織への成長が求められている。

このため、本事業では、専門家による伴走支援を通じて、県スポーツ協会及び競技団体の現状や課題を整理・分析するとともに、優先課題の明確化を支援することにより、選手が安心して競技に専念できる環境を実現し、自立のかつ持続的に成長する「アスリートファーストの競技団体」の創出を図ることを目的とする。

(3) 業 務 内 容 別紙「スポーツ競技団体基盤強化事業 業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 契 約 期 間 契約締結日から令和9年10月29日（金）まで

(5) 委託料上限額 金39,521,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限であり、契約時の予定価格を示すものではない。

(6) スケジュール

① 企画提案募集開始	令和8年10月21日（水）
② 質問受付期限	令和8年11月 2日（月）午後5時
③ 質問最終回答期限	令和8年11月 4日（水）
④ 参加申込書受付期限	令和8年11月 5日（木）午後5時
⑤ 企画提案書提出期限	令和8年11月20日（金）午後5時
⑥ 審査	令和8年11月26日（木）
⑦ 審査結果通知	令和8年11月27日（金）

2 企画提案募集要項等の配布

「山梨県国スポ・全スポレガシー創出・競技力向上推進グループ」ホームページからダウンロードすること。

URL: <https://www.pref.yamanashi.jp/sports-kk/index.html>

3 応募資格

企画提案に参加する者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (8) 当該公募案件に参加しようとする者の間に次の【資本関係又は人的関係がある者の同一案件への参加制限の基準】に示す1～3の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

【資本関係又は人的関係がある者の同一案件への参加制限の基準】

1 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し（1）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
- イ. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ウ. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）
- エ. 組合の理事
- オ. その他業務を遂行する者であつて、ア. から エ. までの掲げる者に準ずる者
- （2）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- （3）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3 その他公募型プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の公募型プロポーザル案件に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- （9）単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることができないこと。
- （10）県との協議、県スポーツ協会及び41競技団体との連絡調整並びに本業務の遂行について、県の求めに応じて迅速に対応できる体制を有すること。
- （11）令和2年度から令和7年度までの間に、中央競技団体（NF）又は中央競技団体の傘下にある都道府県・市区町村単位の地域競技団体を対象として、組織基盤強化、計画策定、経営・業務改革等に係る支援実績を有すること。

4 企画提案への参加申し込み

本企画提案への参加を希望する者は、応募資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

（1）申請書に添付する書類

- ① 誓約書（様式第2号）
- ② 役員名簿（様式第3号）
- ③ 履歴事項全部証明書【写し可】（書類受付日から3か月以内に発行されたもの）
- ④ 資本関係・人的関係等に関する調書（様式第4号）
- ⑤ 会社概要等がわかる資料（例：会社概要紹介パンフレット等）
- ⑥ 物品等競争入札参加資格審査申請書の写し（参加申込書の提出時点で、物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されていない者のみ提出すること）

（2）提出期限

令和8年11月5日（木）午後5時（必着）

(3) 提出場所

山梨県観光文化・スポーツ部 国スポ・全スポレガシー創出・競技力向上推進グループ
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁別館2階

(4) 提出部数及び提出方法

書面により申請書（様式第1号）及び4（1）を正本1部、副本1部提出すること。
持参又は郵送・宅配により提出することとし、4（2）の提出期限までに必着のこと。
持参の場合は、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める
県の休日を除く日の、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出
すること（以降の持参による提出の場合も同様とする）。

持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを13の問合せ・連絡先に電話で確
認すること。

(5) 結果通知

参加資格審査結果は、令和8年11月6日（金）以降にすべての申請者に対し郵送に
て通知する。

5 質問の受付

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、スポーツ競技団体基盤強化事業業務委
託に関する質問票（様式第5号）に記載の上、電子メールにて送信すること。その際、件名
を「スポーツ競技団体基盤強化事業に関する質問（法人名）」とすること。なお、電話や口
頭による質問は受け付けない。

(1) 質問の送付先

山梨県観光文化・スポーツ部 国スポ・全スポレガシー創出・競技力向上推進グループ
メールアドレス：sports-kk@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 受付期間

令和8年10月21日（水）から11月2日（月）午後5時まで（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、県が応募資格を有すると確認した者すべてに対し、電子メール
で行う。

(4) 留意事項

質問の内容は簡潔で分かりやすく記載すること。

質問票を添付した電子メール送信後に、電話にて受信確認を行うこと。

質問の内容についての確認をメール等にて行うことがあるので、その場合は速やかに
メールにて返信すること。

6 企画提案書の提出

企画提案は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

(1) 企画提案書

企画提案書は、「仕様書」及び「スポーツ競技団体基盤強化事業業務委託企画提案書
作成要項」に基づき作成すること。

(2) 提出部数及び提出方法

書面により7部（正本1部、副本6部）を提出すること。

提出は、持参又は郵送・宅配により行い、6（4）の提出期限までに必着のこと。

持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを13の問合せ・連絡先に電話で確認すること。

合わせて、企画提案書及び見積書の電子データを13のメールアドレスあてに提出すること。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書かがみ（様式第6号）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 類似業務実績報告書（様式第7号）
- ④ 見積書（任意様式）

(4) 提出期限

令和8年11月20日（金）午後5時（必着）

(5) 提出場所

山梨県観光文化・スポーツ部 国スポ・全スポレガシー創出・競技力向上推進グループ
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁別館2階

(6) 企画提案書の提出辞退

参加資格確認申請書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書（様式第8号）」を企画提案書の提出期限までに、6（5）の提出場所へ提出すること。

7 企画提案プレゼンテーション

スポーツ競技団体基盤強化事業業務委託に係る企画提案審査会において、提案のあった企画提案書に基づき、オンラインによるプレゼンテーションを実施し、その企画提案を審査する。

(1) 日 程 令和8年11月26日（木）（予定）

(2) 開催方法 オンライン（WEB会議システム）

※ 時間・WEB会議システムのインビテーション等詳細は、企画提案書を提出した者に対し、別途通知する。

(3) そ の 他 時間は1法人あたり30分以内とし、説明時間20分、質疑時間10分以内とする。

提出した企画提案書の内容等についてプレゼンテーションすることとし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

やむを得ない事情等がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、または、開催時刻までに参加しない場合は選考から除外する。

8 審査基準

企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、別紙「審査基準表」のとおりとし、評価の得点が最も高い者を最優秀提案者とする。

得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

9 審査結果通知

(1) 審査結果

審査の結果は、全ての企画提案者へ書面により通知するものとする。その上で、後日選定結果をホームページで公開する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為又は参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 企画提案審査会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- (6) 本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。

本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。

企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。

11 契約に関する事項

- (1) 審査により最優秀提案者として決定された者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。契約交渉の際、企画提案書の内容を踏まえ仕様書を変更するものとし、合意に至った場合は、本委託業務の契約手続きを行う。
- (2) 優先交渉権者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と交渉を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約書は2通作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

12 その他

- (1) 必要に応じて参加申込みに関する照会を行う場合があるため、速やかに対応すること。
- (2) 契約保証金は契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、山梨県財務規則第109条の2各号に該当する場合は免除とする。
- (3) 提出された企画提案書類等は返却しない。
- (4) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 契約の候補者として選定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するため、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (6) 企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合がある。
- (7) 参加申し込み及び企画提案に関する説明会は行わない。
- (8) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (9) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。

(10) 企画提案及び契約手続き、並びに、業務実施において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(11) 委託業務の一部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、山梨県の承認を受けた場合は、この限りでない。

13 問合せ・連絡先

山梨県観光文化・スポーツ部 国スポ・全スポレガシー創出・競技力向上推進グループ

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁別館2階

電話：055-223-1784（直通）

メールアドレス：sports-kk@pref.yamanashi.lg.jp